

議案第29号

専決処分の承認を求めることについて

平成26年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成27年5月12日提出

狭山市長 仲川幸成

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

補正予算別冊のとおり

平成27年3月31日

狭山市長 仲 川 幸 成

平成26年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度狭山市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「別表 繰越明許費」による。

別表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	後期高齢者医療管理事業	3,888千円